ロ　接地線を一般用電気工作物等（電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二　［略］

（第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程）

第三条　法第四条第四項第二号の経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程は、次の表のとおりとする。

科目	内容	時間数
［略］	［略］	［略］
一般用電気工作物等の検査方法	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
一般用電気工作物等の保安に関する法令	一・二　［略］ 三　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号） ［略］	［略］
実習	一～七　［略］ 八　一般用電気工作物等の検査 九　一般用電気工作物等の故障箇所の修理	［略］

（特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の基準）

第四条の二　法第四条の二第三項の認定は、次の表の上欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄の各号のいずれかに該当する者について行う。

特殊電気工事の種類	認定の基準
ネオン工事	一　電気工事士であつて、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物等又は電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、

ロ　接地線を一般用電気工作物（電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二　［略］

（第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程）

第三条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］
一般用電気工作物の検査方法	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
一般用電気工作物の保安に関する法令	一・二　［略］ 三　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号） ［略］	［略］
［同上］	一～七　［略］ 八　一般用電気工作物の検査 九　一般用電気工作物の故障箇所の修理	［略］

（特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の基準）

第四条の二　法第四条の二第三項の認定は、次の表の上欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄の各号の一に該当する者について行う。

［同上］	［同上］
［同上］	一　電気工事士であつて、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物又は電気事業法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、